

# 「2020年度（令和2年度）国民経済計算年次推計」 利用上の注意

1. 現行の我が国の国民経済計算（以下「J S N A」という。）は、2009年（平成21年）に国連が勧告した国際基準（2008SNA）に基づいて推計を行っている。
2. J S N Aは、毎年、最新年（度）の数値を「第一次年次推計」として公表するとともに、工業統計等の新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、1年遡って再推計を行い、「第二次年次推計」として公表している。さらに、2年遡った年の計数について、供給・使用表（S U T）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計を行い、「第三次年次推計」として公表している。
3. 「2020年度（令和2年度）国民経済計算年次推計」（以下「本年年次推計」という。）においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、推計方法の一部見直し等を行う。主なものは以下のとおり。

## （1）R & D（研究・開発）推計における基礎統計の変更

R & Dの市場生産者分の産出額の推計において、これまで第一次年次推計では、『全国設備投資計画調査（大企業）』（（株）日本政策投資銀行）の年度実績を用いてきたが、推計精度の向上を図る観点から、本年年次推計以降は、『全国企業短期経済観測調査』（短観）（日本銀行）の年度実績を用いる<sup>1</sup>。

## （2）2020年度（令和2年度）第一次年次推計における配分比率の調整

コモディティ・フロー法における品目別の各需要項目への配分比率について、原則として<sup>2</sup>直近の第三次年次推計（本年年次推計においては2018年（平成30年）推計）で得られた比率を用いているが、2020年（令和2年）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、一部の品目について、固定された配分比率では捉えられない直近の経済構造の変化を反映するよう、需要側の統計を取り入れた四半期別G D P速報（Q E）の情報を活用し、配分比率の調整を行う。具体的には、2020年（令和2年）における需要側及び供給側統計を用

<sup>1</sup> なお、四半期別G D P速報（Q E）においても、同様に、2021年7－9月期2次Q E以降、基礎統計を『全国設備投資計画調査（大企業）』から『全国企業短期経済観測調査』に変更している。詳細は別途公表した「『2021年7－9月期四半期別G D P速報（2次速報値）』に係る利用上の注意について」（令和3年11月22日）を参照のこと。

（[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2021/pdf/announce\\_20211122.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2021/pdf/announce_20211122.pdf)）

<sup>2</sup> 電力、都市ガス等については、従前どおり、『家計統計』（総務省）等を使用した推計値（人的推計値）により配分比率を設定する。

いたQE値（以下「統合後QE」という。）と供給側統計のみ用いたQE値との伸びが大きく異なる品目（と畜・畜産食料品、酒類）について、統合後QEの家計消費の伸びを用いて配分比率を調整し、家計消費額を推計する。

### （３）新型コロナウイルス感染症に起因する2020年度の主な予算関連施策等への対応

#### ○主な家計支援、消費喚起関連施策の記録方法

##### ①特別定額給付金

中央政府から地方政府を經由して家計に給付されることから、従来の類似の給付金の記録方法と同様、一般政府から家計への「その他の経常移転」として記録する。

##### ②緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

中央政府から地方政府を經由した社会福祉協議会への補助については、一般政府から対家計民間非営利団体への「その他の経常移転」として記録する。社会福祉協議会から家計への貸付については、対家計民間非営利団体から家計への「貸出」として記録する。

##### ③低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

中央政府から地方政府を經由して家計に給付されることから、一般政府から家計への「社会扶助給付」として記録する。

##### ④子育て世帯への臨時特別給付金

中央政府から地方政府を經由して家計に支給されることから、一般政府から家計への「社会扶助給付」として記録する。

##### ⑤学生支援緊急給付金

中央政府から独立行政法人日本学生支援機構を經由して支給されることから、一般政府（中央政府）から企業（公的金融機関）への「その他の経常移転」を記録しつつ、企業から家計への「その他の経常移転」として記録する。

##### ⑥新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

雇用保険被保険者に対する給付（支援金）については、一般政府（社会保障基金）から家計への「現金による社会保障給付」として記録する。一方、雇用保険被保険者ではない者に対する給付（給付金）については、一般政府（中央政府）から家計への「その他の経常移転」として記録する。

## ⑦小学校休業等対応助成金・支援金

雇主企業への給付（助成金）については、一般政府（社会保障基金）から企業への「その他の経常移転」として記録する。また、委託を受けて個人で仕事をする者への給付（支援金）については、一般政府（中央政府）から家計への「その他の経常移転」として記録する<sup>3</sup>。

## ⑧Go To キャンペーン

Go To トラベルのうち宿泊・旅行代金の割引分について、従来のQEでは速報段階における暫定的な処理として「現物社会移転（市場産出の購入）」として記録していた<sup>4</sup>が、本年年次推計以降、一般政府（中央政府）から家計への「その他の経常移転」に扱いを変更する<sup>5</sup>。また、事業停止に伴うキャンセル補償については、一般政府（中央政府）から企業への「その他の経常移転」として記録する。

Go To イートのプレミアム付食事券のプレミアム付与分及びオンライン飲食予約のポイント付与分については、一般政府（中央政府）から家計への「その他の経常移転」として記録する。

Go To イベントのチケットの割引分及びクーポン付与分については、一般政府（中央政府）から家計への「その他の経常移転」として記録する。

## ○主な事業者支援関連施策の記録方法

### ①持続化給付金

一般政府（中央政府）から企業への「その他の経常移転」として記録する<sup>6</sup>。

### ②家賃支援給付金

一般政府（中央政府）から企業への「その他の経常移転」として記録する。

<sup>3</sup> 同支援金について、家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報（参考系列）においては、個人企業分は、一般政府から家計への「補助金」と位置付け、営業余剰・混合所得に含めて推計していたが、その他の事業継続支援と同様に家計への「その他の経常移転」に記録する。

<sup>4</sup> 従来のQEにおける扱いについては、「2020年7-9月期四半期別GDP速報（1次速報値）における推計方法の変更等について」（令和2年10月29日）及び「2020年10-12月期四半期別GDP速報（1次速報値）における推計方法の変更等について」（令和3年1月28日）を参照のこと。

<sup>5</sup> この変更により、従来のQEでは国内家計最終消費支出から政府最終消費支出に移し替えていた宿泊・旅行代金の割引分が、国内家計最終消費支出に含まれることになる。なお、地域共通クーポン付与分も同様に、一般政府から家計への「その他の経常移転」として記録する。

<sup>6</sup> 持続化給付金について、家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報（参考系列）においては、個人企業分は、一般政府から家計への「補助金」と位置付け、営業余剰・混合所得に含めて推計していたが、その他の事業継続支援と同様に家計への「その他の経常移転」に記録する。

③新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（営業時間短縮要請等に  
伴う協力金分<sup>7</sup>）

中央政府から地方政府を經由して支出されることから、一般政府から企業への「その他の経常移転」として記録する。

④雇用調整助成金の特例措置

新型コロナウイルス感染症に伴い特例措置が行われた「雇用調整助成金」（除く緊急雇用安定助成金）については、従来の記録方法と同様<sup>8</sup>、一般政府（社会保障基金）から企業への「その他の経常移転」として記録する。また、緊急雇用安定助成金については、一般政府（中央政府）から企業への「その他の経常移転」として記録する。

⑤コンテンツグローバル需要創出促進事業費

一般政府（中央政府）から企業への「その他の経常移転」として記録する。

⑥実質無利子・無担保融資等<sup>9</sup>

中央政府から地方政府を經由した金融機関への利子補給については、中央政府から地方政府への「その他の経常移転」、及び、地方政府から金融機関への「補助金」として記録する。金融機関による事業者への融資については、「民間金融機関貸出」として記録する。中央政府から全国信用保証協会連合会を經由した信用保証協会への保証料補助については、中央政府から企業への「その他の経常移転」として記録する。また、全国信用保証協会連合会に設置されている経営安定関連保証等特別基金の造成費の補助については、中央政府から企業への「資本移転」として記録する。

中央政府から日本政策金融公庫等を經由した事業者への融資については、「財政投融资特別会計（財政融資資金勘定）」（公的金融機関）からの日本政策金融公庫等への貸付や中央政府から同法人への出資等を原資として行われており、「公的金融機関貸出」等として記録する。

<sup>7</sup> 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」を活用した事業。

<sup>8</sup> 「雇用調整助成金」を含む「雇用安定等給付金」については、2019年度（令和元年度）国民経済計算年次推計以降、「一般政府（社会保障基金）から家計への現金による社会保障給付」から「一般政府（社会保障基金）から企業への経常移転」に扱いを変更している。詳細は、『2019年度（令和元年度）国民経済計算年次推計（2015年（平成27年）基準改定値）』に係る利用上の注意について（令和2年11月27日）を参照のこと。

<sup>9</sup> ここでは、日本政策金融公庫等による資金繰り支援や民間金融機関を通じた資金繰り支援等を指している。

## ○その他の施策の記録方法

### ①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の記録方法

医療従事者や職員等への慰労金については、一般政府（社会保障基金）から家計への「その他の経常移転」として記録する。また、感染拡大防止対策費用の補助等その他の支援については、一般政府（社会保障基金）から企業への「その他の経常移転」として記録する。

### ②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（営業時間短縮要請等に伴う協力金分を除く）の記録方法

中央政府から地方政府を經由して支出される事業の性質により、「政府最終消費支出」や一般政府から企業への「その他の経常移転」等に記録する。

### ③新型コロナワクチンの供給及びその接種の記録方法

全額公費で行う新型コロナワクチンの接種については、ワクチンの購入費用は「政府最終消費支出（中間投入）」として、医療機関等に支払われるワクチンの接種費用は「政府最終消費支出（現物社会移転（市場産出の購入）」として記録する。

## （４）2020年度（令和2年度）第一次年次推計における中間投入額の調整

付加価値法における中間投入額の推計については、基礎統計が利用可能な経済活動については、その動向を反映して品目別の中間投入額を推計している。

しかし、第一次年次推計の段階では、基礎統計の制約から、前年の第二次年次推計における投入構造により推計を行う経済活動が多く、また、いずれの経済活動も、一定の単位に統合した中間投入項目により推計を行っていることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限等の影響を踏まえ、各経済活動が中間投入する家計外消費（「宿泊・日当」及び「交際費」）やそれに伴うサービス（輸送サービス等）の投入額について調整を行う<sup>10</sup>。

## （５）各種統計等の反映

### ① 『経済構造実態調査』の利用

『特定サービス産業実態調査』（経済産業省）が平成30年調査をもって廃止されたことから、付加価値法において、同統計を用いていた経済活動別分類の

<sup>10</sup> 具体的には、「宿泊・日当」及び「鉄道旅客輸送」等の輸送サービス等については、『旅行・観光消費動向調査』（観光庁）等の動向を用いて中間投入額を調整する。「交際費」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は経済活動によって違いはないとの仮定の下、当該財貨・サービスの中間投入比率の変動を把握できる経済活動の動向を参考に、全経済活動の中間投入比率の調整を行う。なお、この処理により中間投入額はおおむね7兆円程度調整される。

中間投入比率の推計に当たっては、今回（2019年（令和元年）第二次年次推計）より、『経済構造実態調査』（総務省・経済産業省）の利用に変更する。

② 『建設総合統計』の遡及改定等への対応

『建設総合統計』（国土交通省）において、2021年（令和3年）6月17日に遡及改定が行われ、同年10月19日にその訂正が行われていることを踏まえ、同統計の訂正後の遡及改定について、第一次年次及び第二次年次推計の建設業（建設補修分除く）の産出額、及び公的固定資本形成<sup>11</sup>の推計に反映する。

③ 『中小企業実態基本調査』の修正の反映

『令和元年年中小企業実態基本調査確報値（2018年度（平成30年度）決算実績）』（中小企業庁）が2021年（令和3年）3月に訂正されたことから、付加価値法における中間投入額の推計に当たっては、訂正後の調査結果を反映する。

④ 『資金循環統計』の遡及改定への対応<sup>12</sup>

2021年（令和3年）6月に行われた『資金循環統計』（日本銀行）の遡及改定では、2004年度（平成16年度）末以降の計数について改定が実施された。これを受け、以下の計数表の対応する系列について、最大で2004年度（平成16年度）まで遡及改定する。

2004年度（平成16年度）以降の遡及改定となる計数表
○フロー編
I. 統合勘定
資本勘定・金融勘定
海外勘定
III. 制度部門別資本勘定・金融勘定
V. 付表
6 (2). 一般政府の部門別勘定（GFS）
18. 制度部門別の純貸出（+）／純借入（-）
19. 海外勘定
21. 民間・公的企業の資本勘定・金融勘定
24. 金融資産・負債の取引
○ストック編

<sup>11</sup> 年次推計における公的固定資本形成の年度値は決算書等で推計を行っているが、土木・建築関係の四半期分割については『建設総合統計』のパターンを用いている。

<sup>12</sup> 2021年（令和3年）6月の『資金循環統計』の遡及改定の詳細については、日本銀行のHPを参照のこと。

([https://www.boj.or.jp/statistics/outline/notice\\_2021/not210625b.pdf](https://www.boj.or.jp/statistics/outline/notice_2021/not210625b.pdf))

- |                      |
|----------------------|
| I. 統合勘定              |
| II. 制度部門別勘定          |
| III. 付表              |
| 1. 国民資産・負債残高         |
| 2. 民間・公的別の資産・負債残高    |
| 3. 一般政府の部門別資産・負債残高   |
| 5. 対外資産・負債残高         |
| 6. 金融資産・負債の残高        |
| IV. 参考表              |
| 2. 金融機関のノン・パフォーミング貸付 |

**(6) 政府諸機関の分類 (2020年度 (令和2年度) 分)**

2020年度 (令和2年度) 中に行われた政府関係諸機関の新設、統廃合等を踏まえて、国民経済計算における分類を行った。具体的には、2020年度 (令和2年度) 年次推計で新たに分類した主な機関とその分類は以下のとおり。

- ・ たつの市民病院機構は、「地方独立行政法人 (公的非金融企業)」